

1 2 月臨時教育委員会会議録

開催年月日	平成20年12月4日(木)
開催場所	本館6階 大会議室
開催時間	午後2時30分
出席委員	篠原 委員長 百瀬 委員長職務代理者 山本 委員 安藤 委員 中原 委員(教育長)
出席職員	岡村教育次長兼学校教育部長・浦上教育推進担当部長・藤田生涯学習部長・濱野教育委員会事務局理事・杉分学校教育部次長兼総務人事課長・中山学校教育部次長・倉本生涯学習部次長兼生涯学習スポーツ課長・田中教育政策課長・橋本施設管理課長・藤井学務給食課長・柿並指導課長・吉岡教育サポートセンター所長・渡邊人権教育課長・大谷八尾図書館長・岸本文化財課長

【篠原委員長】 それでは、ただいまから12月臨時教育委員会を開催いたします。

{ 議 案 審 議 }

【篠原委員長】 それでは、議案審議に入りたいと思います。

12月の議案	
議案第55号	八尾市立学校体育施設の開放に関する規則制定の件

議案第55号「八尾市立学校体育施設の開放に関する規則制定の件」について審議いたします。提案理由を倉本次長より説明願います。

【倉本生涯学習部次長】 それでは、ただいま議題となりました議案第55号「八尾市立学校体育施設の開放に関する規則制定の件」につき、ご説明申し上げます。

本件につきましては、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、八尾市における生涯スポーツの普及及び青少年健全育成を図るため、八尾市立小学校及び中学校の運動場及び体育館を、学校教育に支障のない範囲で一般の利用に供するにつき、規則を制定する必要があるため、本案を提出する次第でございます。

学校体育施設開放事業につきましては、現在、八尾市立小・中学校体育施設開放事業実施要綱に則り、小学校29校・中学校15校におきまして実施しているところであります。

しかしながら、平成19年度から平成22年度の八尾市行財政改革アクションプログラ

ムにおきまして、「公共サービスを変える－60行財政の健全化－6060自主財源の確保」における「受益と負担の公正性の確保」の項目におきまして、学校体育施設開放事業における受益者負担金の徴収が位置付けられ、教育委員会といたしましても、この間、種々検討を行ってきたところでございます。

以上のような経過を踏まえ、平成21年度から、体育館の利用団体から利用に要する電気料金等の実費相当額を徴収することを契機といたしまして、実費の徴収に係る規定を盛り込んだ規則として整備するものであります。

それでは、お手元資料の八尾市立学校体育施設の開放に関する規則案をご覧ください。

第1条におきまして同規則を制定する目的を規定しております。

第2条、第3条、第4条におきましては事務局、管理責任及び開放校の指定を教育委員会とする旨を規定しております。

第5条におきましては別表1に記載しております開放日時を規定しております。

第6条におきましては開放事業を円滑に行うための運営委員会の設置を規定し、第7条におきましては管理指導員の設置を規定しております。

第8条、第9条におきまして学校体育施設を利用するための利用団体の登録及び登録の取消しを規定しております。

第10条におきまして利用手続を規定いたしまして、第11条におきまして利用団体からの体育館の利用に要する電気料金等の実費相当額として別表2に定める金額の徴収を規定しております。

第12条におきましては利用団体の遵守事項を規定し、第13条、第14条におきまして利用の禁止及び利用許可の取消し等を入れております。

第15条におきまして利用中に発生した損害に対する賠償について規定しております。

なお、この規則は平成21年4月から施行するものでございます。

また、別表1では開放する施設名、区分、開放する日、開放する時間を規定し、別表2において市立小学校の体育館で1時間につき150円、市立中学校の体育館で1時間につき170円を徴収する旨を規定しております。

以上、はなはだ簡単な説明でございますが、何とぞよろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【篠原委員長】 ただいま提案理由の説明がありましたが、委員の皆様方、何かご質疑ございますでしょうか。

【安藤委員】 附則にあります「この規則の施行の日の前日までに、廃止前の八尾市立小・中学校体育施設開放事業実施要綱の規定によりなされた手続き」云々という文言ですが、この廃止前の要綱というのは、内容が全く分かりませんので説明をお願いします。

【倉本生涯学習部次長】 現在、学校体育施設開放事業につきましては、この要綱に基づいて実施しておりますが、今回、実費相当額を徴収する旨を規定するに当たり、要綱を廃止して新たに規則を制定するものでございます。ですから、今回この規則をご承認賜りますと、従前の要綱については廃止いたすこととなります。

【百瀬委員長職務代理者】 今回の提案は、学校教育現場の声、また利用者の考え方等その実態を十分把握された上での結果と考えますが、この点についてこれまで色々と問題点等があったのかなかったのか、少し具体的なことをお聞かせ願いたいと思います。

【倉本生涯学習部次長】 協議会の資料の中でお示ししました「八尾市行財政改革アクションプログラム」の中にございますスケジュールでは、19年度に検討、20年度に検討となっておりますが、それ以前から検討いたしておりまして、今回、各市で受益者負担を導入しているかどうかも含めて検討を加えました。

20年度は、この受益者負担の導入がもう間近に迫ってきましたので、実際に運営委員会の事務局をしていただいております小・中学校の教頭先生や担当者から、現場の生の声をアンケート調査いたしまして、受益者負担をどのように導入するか、その事務手続きあるいは現場の利用団体等のお声も実際にお聞きしました。また、学校現場を総括しておられます校長会、あるいは教頭先生の会にも十分諮りまして、現場の声は十分お聞きした上での今回の提案となっております。

【百瀬委員長職務代理者】 一般の市民の声も、それから現場の声も十分に理解された上で、この受益者負担を実施されると考えていいわけですね。

【倉本生涯学習部次長】 この受益者負担につきましては、市議会でこのように受益者負担を導入することを報告いたしました。今回規則制定につきましてご承認賜りますと実費相当額も決まりますので、来年度以降遺漏のないように、利用団体や開放委員会も含めて周知徹底を図っていきたくと考えております。

【篠原委員長】 先ほど安藤委員から質問がありましたが、条文で八尾市立小・中学校体育施設開放事業実施要綱とあります。この実施要綱と今日議案になっている規則との大きな違いは別表2の点だと理解するんですが、それ以外で変わったところがあれば説明いただきたらと思います。

【倉本生涯学習部次長】 今回の規則制定は、実費相当額を徴収するにつき、市民に分かりやすいように、要綱ではなく規則で定めるというものでございます。

それが主なものでございますが、この別表第1の開放する時間につきましては、従前は「午前」「午後」というような規定でございましたが、細かく1時間単位に区切りまして、より広く、いろんな団体に使っていただきたいということで、こういう区分にいたしました。

現在、学校体育施設開放事業は、開放委員会を通じまして、適切に運営していただいておりますので、その他の条文には変更はございません。

【篠原委員長】 そうすると、主な変更点は別表1、2についてであると理解してよろしいですね。次に質問があったときには、前の要綱と比較してお答えいただいたほうが、質問した側にも分かりやすいのではないかと思いますのでよろしくお願いいたします。

【安藤委員】 今お答えいただいた中で、広く使っていただくということで時間設定をされたとのことですが、例えばある団体だけが、午前9時から午後9時まで1日押さえるということについては、どのように考えておられますか。

【倉本生涯学習部次長】 登録許可は教育委員会から出すわけですが、実際の各地区、各小・中学校の実態につきましては、登録団体との日ごろからの関係で、開放委員会が適切に情報をつかんで、不都合がないように運営されていることを前提としておりまして、一つの団体が独占的に使うということは聞き及んでおりません。

【百瀬委員長職務代理者】 開放する日・時間等について、1点お聞きしたいと思います。別表1で、体育館は土曜日・日曜日・祝日・休業日は午前9時から午後9時、平日は午

後6時から午後9時と規定されていますが、この時間帯については、季節等によってある程度変更が考えられるのか、それともそういうことも含めて余裕を持った時間帯なのかをお聞かせいただきたいと思います。

【倉本生涯学習部次長】 規則におきましては、原則としてこういう規定としておりますが、夏時間・冬時間等々ございまして、そのことにつきましては、今後、地域の実態もございまして、開放状況を踏まえまして、開放委員会の方々のご意見を賜りながら、規則制定後に要綱を制定しますので、その中で十分配慮していきたいと考えております。

【百瀬委員長職務代理者】 分かりました。学校現場においては、日曜日に授業や行事があれば月曜日は代休ですし、平日等であっても体育館使用は可能である時間帯が出てくるかと思えます。地域の教育力を上げるためにも、十分利用していただくことが大事ですので、時間帯についてはある程度余裕を持った考え方でよろしく願いいたします。

【中原教育長】 実費徴収ですので電気代が主でしょうから、グラウンドの使用については取らないということになると思いますが、150円あるいは170円については、高いと思う人、まあまあかなと感じる人、色々だと思います。その算出した根拠についてお話いただけますでしょうか。

【倉本生涯学習部次長】 市民の方々に受益者負担ということで、電気料金等の実費相当額をご負担いただくわけですが、各市の状況、各市の金額も色々勘案しまして、小・中学校の施設を管理しています施設管理課とも十分相談いたしました。小学校と中学校との広さの違い、あるいは照明器具の種類や容量の違い等々もございまして、また大規模校、中規模校、小規模校と、体育館の施設にも差異がございまして、その点も十分勘案した上で平均をとって、小学校が1時間あたり150円、中学校が170円となったものでございまして、実費相当額ですので、実態に近い料金を算出したものでございます。

【中原教育長】 子どもたちもちろん使いますので開放事業だけではないと思いますが、使用のときにあちこち傷がついたり、板が割れたりということは結構あるのですか。

【倉本生涯学習部次長】 どの部分がどうやって壊れたかはなかなか特定しにくいですが、我々としましては、学校体育施設であろうと社会体育施設であろうと、八尾の市民の方々の体育の向上、コミュニティの向上に資するものであるという認識のもと、体育施設の劣化に伴うコストをどう負担するかにつきましては、今後、施設管理課とも十分協議しながら、勘案してまいりたいと考えております。

【百瀬委員長職務代理者】 今、施設等の修理の件も出たわけですが、先ほどの協議会でもかなり色々と論議したわけですがけれども、学校体育施設開放委員会に18万円の費用を出していますね。そうすると、その中で修理ということも考えられるのではないかと思います。そう考えていくと、開放委員会の中で、今回の実費もこの18万円から出そうというようなことも考えられると思うんですね。実際、この18万円をどのように使っていて、どのような実態になっているのか、少しお聞かせ願いたいと思います。

【倉本生涯学習部次長】 ご指摘のように、学校体育施設開放事業につきましては、学校体育施設開放委員会に年間18万円の委託料を執行しておりますが、その中身の支出の部分につきましては、主に需用費、報償費を前提に執行しております。毎年、年度末にどういったことに使ったかを報告いただいておりますが、例えば設備費として、センサーライトやバスケットボールネット、また消耗品として石灰やワックスが多いです。他に通信費や

会議費という用途で支出されており、適切に執行されているという報告をいただいております。

【百瀬委員長職務代理者】　そういうことで、この光熱費は、市としては徴収していくのが大事な方法であるんだと、そう考えてよろしいわけですね。

【藤田生涯学習部長】　18万円の中から使うという議論もありますが、元々この学校体育施設開放事業が始まったのは、スポーツが盛んになりまして、私どもの持っている一般向けのスポーツ施設だけでは対応できない、そしてまた住民の身近でできるようにということで、51年ごろから始まっておりまして、学校開放についての文部省次官の通知にも「必要に応じて施設整備の利用・参加についても適正な料金を利用者から徴収することを考慮すること」と当初から謳われております。ただ、これまでずっと「学校を使っていて何で金を取るのか」という議論がありました。しかし、個人の受益には、必需的サービスと選択的サービスがありまして、必需的なものは税で賄われるという考えですから、選択的なもの、個人のニーズによってサービスを得るというものについては、やはり実費程度はいただくべきだという考えで来ておりまして、行財政改革アクションプログラムにも載せられている問題ですから、これまで3課でプロジェクトチームを組んで検討してきました。我々としましては、利用団体は全て特定できますので、中学校と小学校とでは規模も違うといったこともありますので、そういうことに応じて使った電気代はやはりいただくということで進めてまいりたいと思います。

開放運営委員会は、地域のコミュニティでやっていただいているものでございまして、住民団体の長の方がほとんどでございまして。それも学校のことを思って色々やっていただいておりますので、そこから徴収するのは非常に難しい実態もございまして。その趣旨から、受益者負担と、団体に渡している委託料から取るということは、ちょっと趣旨が違っていると考えております。

【篠原委員長】　今、料金のことに意見が集中していますが、なぜこういう金額になったかという理由付けを、はっきりと簡単に説明できるようにお願いしておきたいと思います。

それから、「学校なのに何で取るんだ」という意見については、学校も一つの営造物でありまして、例えば生涯学習センターを使えば部屋代が必要なのも同じことで、しかも電気代だということをきっちり説明していただきたいと思います。

【山本委員】　第8条の第1号、第2号に、「20歳以上の責任者を有する団体」とありまして、様式第1号の利用団体登録書には、構成員として名前や住所を全部載せるようになっていますが、これは毎回利用したときに記入する用紙ではないですね。

【倉本生涯学習部次長】　第8条の利用登録ということで、一番最初に利用団体として登録していただくときに、20歳以上の責任者を有することを確認させていただくものですので、その都度確認することはございません。

【山本委員】　ということは、そのときに責任者を有する団体であれば、利用のときには20歳以上の人がいなくても、子どもたちだけで利用することができるということですか。

【倉本生涯学習部次長】　やはり社会体育の指導者として適正な年齢があると思います。これは何歳で区切るということはありませんが、責任の所在の問題も含め、利用のときにも満20歳以上の責任者がおられるというのがよいと思いますので、そのように利用していただくことを想定しております。我々は学校体育施設が適切に利用されることを望んで

おりますので、その点は今後、施設開放委員会とも情報交換しながら、現在の利用実態等を踏まえまして、せつかくの学校体育施設開放事業ですので、遺漏のないように図っていきたくて考えております。

【百瀬委員長職務代理者】 スポーツの場を広げることは、これからも大いに課題になっていくと思います。実態的な数値については見えませんが、先ほど安藤委員からも、1団体だけが使っているのかという意見が出されました。利用している実数等について、分かる範囲で示していただきたいですし、また利用についても地域によって差があるのかないのか、その数値も教えていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

【倉本生涯学習部次長】 現在の使用団体数でございますが、今年度にアンケート調査をしまして、種類別では、PTA、育成会、福祉委員会等地域団体と、その他に、剣道や卓球といった利用団体がございます。小・中学校合わせますと、利用団体が333団体ございます。また、現在は1時間単位で区切っておりませんし、中学校におきましてはクラブ活動等の関係で学校体育施設の開放をしていないところもありますが、地域でばらつきがあります。活発なところもありますし、色々な状態ではありますが、年間を通しますと、午前、午後、夜間と区切りまして、回数は小・中学校合わせまして1万9,849回の利用があります。

【百瀬委員長職務代理者】 そういう利用状況から試算していくと、今回の150円、170円という金額が最も妥当だということでこの根拠を考えていいわけですか。

【倉本生涯学習部次長】 実費相当額の算定におきましては、根拠は施設を使用したときに必要となる電気代等でございます。先ほど申し上げましたとおり、小・中学校の主な小規模な体育館、中規模な体育館、大規模な体育館のそれぞれの照明器具の種類、設置台数、容量等から勘案して、小学校の平均が1時間当たり150円、中学校が170円となりますので、これが適当であると事務局として判断したものでございます。

【百瀬委員長職務代理者】 事務局としては平均値で出されたとのことで、一番低い算出基準、高い基準、真ん中の基準のうち真ん中を出されたわけですが、低い基準で統一したらどうなのかという考え方はどうですか。

【倉本生涯学習部次長】 料金の設定につきましては、今回、小・中・大と色々とデータを取りまして、平均値といたしましたが、最高値に合わせるのか、最低値に合わせるのか、それは行政の判断の委ねられているところでございます。今回、我々といたしましては、平均値をとって、なべて市民団体にその負担をしていただくという考え方のもとに設定いたしましたものでございます。

【百瀬委員長職務代理者】 光熱費の中で、電気代として施設を使った方から徴収されるとのことですが、施設そのものは学校という一つの施設の一部ですので、学校の光熱費との関係は、どのようにお考えですか。

【倉本生涯学習部次長】 学校体育施設開放事業につきましては、夜間ということで、まさしくこれは市民が利用している部分で、昼間の部分につきましては、当然、全市民に負担いただいているという意味で税金を投入しております。特段、この時間帯については受益者負担としているということでございます。

【藤田生涯学習部長】 この学校体育施設開放事業に伴う歳入ですが、これは別途、目に見える形で学校のために使うように財政課と話を詰めているところでございます。

【篠原委員長】 学校に還元するということですね。

【中原教育長】 安藤委員がおっしゃった件で、学校の体育施設ですから一義的には学校教育が優先ですが、施設開放の利用団体からは、なかなか順番が回ってこない、また、申し込んでも詰まっていたりで、なかなか借りられないということを知ったことがあります。開放委員会では、施設が空いているところを調整しながら入れていきますので、できるだけ多くの皆さんに開放できるように伝えていただくようお願いしたいと思います。

それから、少し話が離れますが、学校施設の開放に係わって、先日、タウンミーティングで図書館を開放してほしいという話が出てまいりました。管理棟部分の開放は、学校全体の管理とも関わることで難しい面があります。また、小学校の蔵書は、お父さん、お母さんが期待しているような本ではない場合も多いと思います。図書は、調べ学習に使いますので貸し出しは基本的にできませんし、それから土日は管理棟に入って機械化警備を解除しなければならないので、職員室に入らなければならないようになります。職員室を開放しますと個人情報等のセキュリティの問題もあって、今のところ一般開放は非常に厳しいということから、本の蔵書の種類や学校の管理のあり方を検討しなければならないというお答えをしたところでした。他からは、そのような学校の図書室を開放してほしいという話は出ていますか。

【柿並指導課長】 学校の図書館そのものを貸してくださいということは、余りお聞きしたことがございません。ただ、現場におりましたときには、地域の方や保護者の方から、「こんな本ありませんか」というようなお問い合わせはあったと記憶しております。

平日の学校が開いている時間帯、また授業中でない時間帯で図書館を開館し、例えば昼休みや放課後にご来校いただいて本を見ていただくということは可能ではないかと考えておりますが、休みの日や、持って帰りたいとなると、本の中身にもよりますが、ちょっと難しいと考えております。

【百瀬委員長職務代理者】 懸念するのが、今、学校には車を乗り入れないように教職員もしているわけですが、開放することになると、子どもたちが使っている時間帯に車の乗り入れがあるかと思えます。その点はどうするのかについても今後十分検討していただきたいと思えますのでよろしくお願ひいたします。

【篠原委員長】 例えば、これから空き教室が増えてきたときに、地域の人たちから、「教室を会に使うので貸してほしい」という希望があった場合にも、電気代等について問題になると思えます。それはまた別途、出たときに考えるべき問題と思えますが、開放ということによって、問題がどんどん膨らんでいくと思えます。特に今回、規則を作って料金を徴収するのは初めてですので、慎重にお願いしたいと思います。

【浦上教育推進担当部長】 特に地域の行事等で学校に依頼があって、例えば「調理室を貸してください」とか、あるいは「多目的教室を使いたいんだ」というような例は多々ございます。そんな中で、校長先生は地域の方と色々話をしながら使っているという状況です。委員長がおっしゃいましたように、これをきっかけに、今後そういうケースがたくさん出てくると思っておりますので、今後連携を図りながら考えていきたいと思っております。

【篠原委員長】 それでは、他に質問がないようですので、採決に移らせていただきます。議案第55号について、原案を適当と認めることにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【篠原委員長】 全委員異議なしと認めます。

よって、議案第55号「八尾市立学校体育施設開放に関する規則制定の件」につきましては、原案を適当と認めることに決しました。

{ 報 告 事 項 }

【篠原委員長】 それでは、続きまして報告事項に移らせていただきたいと思います。本日は報告事項は予定されておられませんがよろしゅうございますか。

それでは、事務局から特にありませんか。

それでは、以上をもちまして、12月の臨時教育委員会を終了いたします。

本日の署名委員に中原委員を指名したいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。どうもご苦勞様でした。

(署名) 篠原委員長

中原委員
